

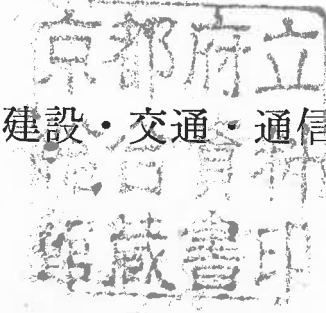
京都府百年の年表 正誤表

7. 建設交通通信編

頁	欄・行	誤	正
28	第8表永久橋率	39.0%	89.0%
29	第9表4	八雲橋	八雲橋
48	左下5	外曲	外曲輪
51	右1	煉火	煉瓦
51	右下10	ブレゲー	ブレゲー
53	右下18	39時間	39時限
55	右18	郵便局	郵便役所
55	右下4	95時間	95時限
57	右下18	同上	府史工業類2
59	左15	270	270(郵便役所、取扱所合計)
59	右26	河港	河港
60	左23	府令301、400号	布達320号
60	左下10	御布令	布達482号
61	左1	布令	達
62	左下9	布令	布達
64	左6	府令	布達
64	左18	府令	布達
65	左3	宇治川 宇治郷、向島、水垂、 樋爪	宇治川 宇治郷、向島
65	左4	西津屋	西上津屋
65	左4	木津川	(追加)八幡庄内、川口、木津郷、山本、綺田、平尾、上奈良
65	左6	桂川 鴨川、八幡庄内、川口、 木津郷、山本、綺田、平尾、上奈良	桂川 水垂、樋爪、鴨川
65	左9	大堰川	(追加)広瀬
65	右10	河港・道路	河港道路
66	左8	府令	布達
68	右7	府誌	府誌下
70	左3	布令	布達
70	左11	布令	布達
72	右1	▷河梨峠の珍工事(全項)	(明16に移す)
72	右下1	府会志、佐濃村史	府庁文書 明16-52
82	左4	連合村会	連合町村会
86	左5	布令	府令
94	左7	福知山に電信局開設。	福知山郵便局を福知山郵便電信局と改称。
94	左7	わが郷土福知山	通信公報252号
100	左下8	11・24(全項)	(明26に移す)
100	左下8	5・23	明25・5・23
102	右4	郵便受取扱所	郵便受取所

京都府百年の年表

7 建設・交通・通信編



京 都 府

頁	欄・行	誤	正
106	左 1	府警察部	府警察部
108	左 20	制定	更正
112	左 14	定める	改正
112	左 下 16	告示	逓信省告示
112	右 下 16	告示	逓信省告示
118	左 下 12	告示	逓信省告示
124	右 下 20	警備部長	警部長
136	左 10	制定。	制定(明28、府令30号廃止)。
136	左 19	および通船営業取締規則各	(削除)
136	左 21	府令49、50号	府令49号、訓令50号
136	左 25	改正	一部改正
142	右 6	街道名改	街道両改
142	右 9	煉火	煉瓦
143	右 下 3	煉火	煉瓦
148	左 4	開設、府総計書。	開設。
148	右 11	11・一(全項)	(削除)
159	右 19	とよる	による
160	右 1	京橋設	京橋架設
160	右 下 25	統一	統一
161	左 下 9	野島銀蔵	野島銀蔵
161	右 下 14	戦時	戦時
162	右 下 16	電氣	電車
166	左 22	河川法準用河川	河川を河川法準用河川
166	左 下 12	少尉	少尉
167	右 4	併没	併設
168	左 3	従業	従来
172	左 13	溝渠延長	溝渠延長
174	左 1	都市計画法により	都市計画法施行
174	左 1	都市計画京都委員会	都市計画京都地方委員会
174	左 2	官報1・1	大8勅令481、483号
174	左 25	市内	市会
174	左 下 3	告示168号、土木概要	告示167号、内務省告示28号
174	左 下 2	度数制	度数制
174	右 11	委員会	委員
174	右 13	日出7・3	官報7・2
174	右 15	堤防	堤防
177	左 下 4	第一期	第一期
178	左 25	源太郎	源太郎
178	右 6	京都市七条	京都七条
178	右 9	沼線	沿線
179	左 下 6	新舞鶴旧	新舞鶴間
179	右 1	森橋	棧橋
179	右 6	敷設法	敷設法
180	左 7、8	築堤	築堤
180	右 7	雇庸	雇庸

頁	欄・行	誤	正
180	右 10	改正	改正
182	右 下 8	主議	主義
184	右 下 22	京津	京神
188	左 18、19	二軒茶屋町開業	二軒茶屋町開業
188	左 21	公報1450号	公報彙報9・25
190	左 2	可決原案	可決(原案)
190	左 下 3	訪備	設備
191	右 下 3	ダロスター	グロスター
192	左 11	公報号外	府令7号
192	右 25	着工	定礎
193	右 下 2	・新花屋敷・新花屋敷間	・新花屋敷間
194	右 下 12	傘	傘下
195	右 18	商船	郵船
196	右 下 8	久米	久米寺
197	右 下 2	京都中郵	京都中央郵便局
198	右 8	ぼしし	ぼしに
200	左 24	わが国最初の	(削除)
200	右 2	流池野	流池町
200	右 8	京都市七条郵便局	京都七条郵便局
200	右 下 14	声明之	声明書
200	右 下 7	小設備の各事業	小設備の各事業
200	右 下 5	公報	府令92号
201	右 6	天王子	天王寺
202	左 13	溝水	洪水
203	左 21	工事々務所省	工事々務所
204	左 6	早期	早朝
204	左 9	工務	工場
205	右 4	第2回次	第2次
207	右 下 4	よりに	により
208	左 下 4	深き	除き
208	右 25	公報10・15	庁達15号
210	右 下 3	検討	検討
214	左 3	公報1026号	訓令2号、日出1・27
214	右 10	10・14	608号
216	右 6	持越し	持越し
218	左 1	規則	細則
218	左 6	公報1・27	府令6号
218	左 下 9	公報4・1	庁達3号
220	左 26	八幡町有智郷村	八幡町・有智郷村
220	右 下 3	大堰堤	大堰堤
221	左 下 7	大堰堤	大堰堤
222	左 5	近畿地方建設局長	内務省大阪土木出張所長
222	左 16	沼岸	沿岸
222	左 25	京阪	京阪
222	左 下 16	張に	張所に

頁	欄・行	誤	正
224	右 16	通信局	通信省
224	右 下 16	譲渡	譲渡
226	左 21	夕キ	夕キ
229	右 4	戦時特例法各	戦時特例
233	左 下 13	転用を	転用の意見書を
234	左 下 1	庁達	庁達
234	右 下 5	車輛・整備	車輛の整備
238	右 下 23	停車	停電
241	左 下 8	府政だより	府政だより
244	右 下 24	KNK	KHK
246	右 27	85日間	85時間
248	左 下 22	2・16・17	2・16、17
249	右 下 8	砂防法	破壊活動防止法
250	左 25	日野	田野
252	左 6	購入、以後	購入（以後
252	右 22	田上	田土
254	左 19	浸下	浸水
280	左 下 15	拡張工事	拡張工事
307	左 11	5・11、	(削除)
309	中 5	42・3	(削除)
309	右 27	明40・2	明40・2、昭7・7
310	右 下 11	42・12	43・12
310	右 下 1		(追加)10・3
311	中 12	2、4、9、	2、4、
313	右 22	昭9・2	(削除)
313	右 下 17	27・4、	27・3
316	右 下 11	38・2	38・1
317	右 2	昭32	昭30